

平成 24 年 3 月 9 日

内閣府地域主権戦略室 御中

経済産業省

「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る
考え方」について（回答）

平成 24 年 2 月 24 日付けで照会のありました標記について、下
記のとおり回答いたします。

記

1. 移譲の例外について（様式 3 関連）

様式 3 で示した移譲の例外の事務は、広域的な資源エネルギーの
安定供給の確保、中小企業のセーフティネットの確保、国家的に重
要な技術開発のための事務であり、その性質上本来国が実施するべ
きものである。このため、国の事務として大臣の包括的な指揮監督
のもと実施されるべきであり、法定受託事務の国の関与の見直しを
検討した上でも移譲の例外とすべきである。

なお、御指摘のように、法定受託事務では、事務の執行に関して
「処理基準の設定」、「是正の指示」、「代執行」などの国の関与が認
められているが、「処理基準」では基準設定時に予見できない事象に
対応できない、「是正の指示・代執行」は違法又は著しく適正を欠く
状態時にのみ行使可能で機動的な措置や予防的な措置ができない、
などの問題があり、行政サービスの水準維持の観点でも不相当と考
える。

2. 条件付きで移譲を検討するものについて（様式 2 関連）

条件付きで様式 2 の事務としたものについては、現行の法定受託
事務の枠組みにおいて、「指示・協議等の特例」を要請しているもの。
これらの事務は消費者保護行政等の全国一律、柔軟かつ機動的な事

務の執行が求められる性質のものであり、「是正の指示」のように違法な状況を待つことなく、「柔軟かつ機動的な指示」や「協議」に基づく行政執行を可能にすることが移譲の条件となる。

なお、このような指示の特例においては、指示事項の適切な実施を担保する必要があると考えているが、指示に反した広域連合の長を罷免することは想定していない。条例制定権の範囲については、移譲事務の円滑な執行を阻害しないかが判断基準となるべきと考える。

3. 事後報告について

回答において「事後報告」を求めている事務については、安全の確保等の観点から、報告徴収や立入検査等の後すみやかに事後報告を求めるもの。資料の提出要求をしてその後資料を受け取るのでは機動性に欠き不相当と考える。

4. 法定受託事務について

今回検討し、回答した個別事務は、国が果たすべき役割として現に国の出先機関で実施しているものであり、基本的には法定受託事務又はより国の関与の強い事務の類型になると考えている。その中で、当該法律の事務の多くの部分を既に都道府県で執行しているものについては、例外的に自治事務として回答している。

5. 別紙1について

別紙1の「国の権限・責任を確保するための新たな措置」で示された事項はあくまで、現行の地方自治法の枠組みの範囲内のもので不十分と考える。第5回アクションプラン推進委員会での広瀬知事、井戸知事の意見を踏まえ、国の権限・責任を確保するために、新たな事務区分や国の関与を示すべきではないか。柔軟かつ機動的に事務を執行できるよう包括的な国の関与を認めるものとすべきではないか。